

東京都豊島区保育所入所措置及び費用徴収に関する条例の概要

1 条例化への経緯

- ① 昭和62年に保育所への入所措置及び保育料徴収事務が機関委任事務から団体委任事務に変更されたことに伴い、区長会から厚生部長会に対して保育料の条例化について検討下命がなされた。厚生部長会では、昭和63年2月の区長会に条例準則及び規則準則を中間報告し、保育料の改定と同時に条例化する、ということでした承を得た。
- ② 区長会では、平成8年7月に、保育料のあり方について部長会に検討を下命した。部長会は、平成8年12月16日の区長会に保育料の改定を主な内容とする「『保育料のあり方』について（検討結果報告）」を報告し、区長会はこれを了承した。
- ③ 保育料の徴収については児童福祉法（以下「法」という。）の施行規則で規定しているが、今回条例化するものである。

2 条例の内容（新旧対照表・2頁～9頁）

① 条例化の方法 保育所への入所措置に関する条例の一部を改正

② 条例の名称 「東京都豊島区保育所入所措置及び費用徴収に関する条例」に変更

③ 条例の内容

現行の「東京都豊島区児童福祉法等の施行に関する規則」で規定されている徴収金に関する事項その他必要な事項を以下のとおり規定する。

第1条	趣旨	法56条2項の費用の徴収を追加
第2条	入所措置基準	現行どおり
第3条	費用の徴収	法51条1号の2に規定する費用の徴収
第4条	徴収金の額の決定	措置された児童の扶養義務者から徴収する徴収金の額を所得に応じて決定（別表1及び別表2（延長保育料））
第5条	徴収金の額の特例	多子世帯に係わる徴収金を減額する特例規定（別表3）
第6条	徴収金の額の通知	
第7条	徴収金の納付	
第8条	徴収金の督促及び滞納処分	
第9条	徴収金の減免	具体的基準は規則に定める。
附則	施行期日及び適用	平成9年10月1日から施行し、平成9年10月以降の月分に係る徴収金について適用する。

【参考】 法51条1号の2 「市町村が、・・・第24条本文に規定する措置を採った場合において、入所に要する費用及び入所後の保護につき、第45条の最低基準を維持するために要する費用」

法56条2項 「・・・第51条第1号の2に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、その費用の全部又は一部を徴収することができる」

保育所への入所措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>東京都豊島区保育所入所措置及び費用徴収に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条及び第五十六条第二項の規定に基づき、保育所への入所措置及び費用の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入所措置基準)</p> <p>第二条 保育所への入所措置は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p>	<p>保育所への入所措置に関する条例 (昭和六十二年条例第三号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の規定に基づき、保育所への入所措置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入所措置基準)</p> <p>第二条 保育所への入所措置は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p>

保育所への入所措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>一 昼間に居宅外で労働することを常態として いること。</p> <p>二 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家 事以外の労働をすることを常態として いること。</p> <p>三 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>四 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神 若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>五 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族 又は精神若しくは身体に障害を有する同居の 親族を、常時、介護していること。</p> <p>六 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に 当たっていること。</p> <p>七 前各号に類する状態にあること。</p>	<p>一 昼間に居宅外で労働することを常態として いること。</p> <p>二 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家 事以外の労働をすることを常態として いること。</p> <p>三 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>四 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神 若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>五 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族 又は精神若しくは身体に障害を有する同居の 親族を、常時、介護していること。</p> <p>六 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に 当たっていること。</p> <p>七 前各号に類する状態にあること。</p>

保育所への入所措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(費用の徴収)</p> <p>第三条 区長は、前条の規定による措置を採ったときは、当該児童(月の初日において措置されている児童に限る。)の扶養義務者から、その負担能力に応じ、法第五十一条第一号の二に規定する費用を徴収する。</p> <p>(徴収金の額の決定)</p> <p>第四条 前条の規定により徴収する費用(以下「徴収金」という。)の額は、別表第一に定める額とする。ただし、規則で定めるところにより保育時間の延長を行う児童に係る徴収金の額は、別表第一に定める額に別表第二に定める額を加算した額とする。</p> <p>2 三歳未満児又は三歳児として措置された児童に係る徴収金の額については、当該年度中は、同一年齢とみなして、別表第一及び別表第二を適用する。</p>	<p>(申請手続等)</p> <p>第三条 この条例に規定するものを除くほか、申請手続その他保育所への入所措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

改正案	現行
<p>3 別表第一及び別表第二において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 均等割の額 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する均等の額によつて課する区市町村民税の額をいう。</p> <p>二 所得割課税額 地方税法に規定する所得によつて課する区市町村民税の額をいう。ただし、税額の計算において、同法第三百十四条の七及び同法附則第五条第二項の規定は、適用しないものとする。</p> <p>三 所得税課税額 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の規定によつて課する所得税の額をいう。ただし、税額の計算において、所得税法第九十二条第一項及び</p>	

保育所への入所措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第九十五条第一項から第三項までの規定並びに租税特別措置法第四十一条第一項及び第二項の規定は適用しないものとする。</p> <p>四 固定資産税課税額 地方税法の規定によつて課する固定資産税の額をいう。</p> <p>(徴収金の額の特例)</p> <p>第五条 生計を一にする世帯から二人以上の児童が措置されている場合においては、当該世帯の措置児童のうち、最も徴収金の額が低い児童(最も徴収金の額が低い児童が二人以上の場合には、そのうちの一人とする。)以外の児童に係る前条第一項本文に規定する徴収金の額は、当該児童一人につき、別表第一に定める徴収金の額に別表第三に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(徴収金の額の通知)</p> <p>第六条 区長は、第四条及び前条の規定により徴収金の額を決定したとき、又はその額を変更し</p>	

保育所への入所措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>たときは、扶養義務者に通知しなければならない。 い。</p>	
<p>(徴収金の納付)</p>	
<p>第七条 扶養義務者は、第四条及び第五条の規定により決定された徴収金の額を指定された納期限までに納付しなければならない。</p>	
<p>(督促及び滞納処分)</p>	
<p>第八条 区長は、扶養義務者が納期限までに徴収金を納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。</p>	
<p>2 区長は、前項の規定により督促を受けた者が、指定期限までに督促に係る金額を納付しないときは、法第五十六条第七項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p>	
<p>(徴収金の減免)</p>	
<p>第九条 第四条及び第五条の規定にかかわらず、区長は、特別の事情があると認めるときは、徴</p>	

保育所への入所措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>                     収金を減免することができる。                      (委任)                      第十条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。                 </p> <p>                     附則                      この条例は、平成九年十月一日から施行し、平成九年十月以後の月分に係る徴収金について適用する。                 </p> <p>                     別表第一 省略                      別表第二 省略                      別表第三 省略                 </p>	<p>                     附則                      この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。                 </p>



徴収金額表 新旧対照表

階層	条 件	保育料(月額) (別表第1)									延長保育料(月額) (別表第2)								
		4歳以上児			3歳児			3歳未満児			4歳以上児			3歳児			3歳未満児		
		現 行	改定案	増加率	現 行	改定案	増加率	現 行	改定案	増加率	現 行	改定案	増加率	現 行	改定案	増加率	現 行	改定案	増加率
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	前年度分区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	住民税均等割のみ	1,000	1,300	30.0%	1,000	1,300	30.0%	1,400	1,900	35.7%	500	600	20.0%	500	600	20.0%	500	600	20.0%
C2	住民税所得割5千円未満	1,500	2,000	33.3%	1,500	2,000	33.3%	1,800	2,400	33.3%	500	600	20.0%	500	600	20.0%	500	600	20.0%
C3	住民税所得割5千円以上	2,000	2,600	30.0%	2,000	2,700	35.0%	2,300	3,100	34.8%	500	600	20.0%	500	600	20.0%	500	600	20.0%
D1	前年分(以下同じ。)所得税3千円未満	4,200	5,600	33.3%	4,200	5,600	33.3%	4,900	6,700	36.7%	700	900	28.6%	700	900	28.6%	700	900	28.6%
D2	所得税3千円以上16,801円未満	5,400	7,200	33.3%	5,400	7,300	35.2%	6,100	8,300	36.1%	700	900	28.6%	700	900	28.6%	700	900	28.6%
D3	所得税16,801円以上3万円未満	6,900	9,200	33.3%	6,900	9,300	34.8%	6,900	9,400	36.2%	700	900	28.6%	700	900	28.6%	700	900	28.6%
D4	所得税3万円以上6万円未満	8,100	10,800	33.3%	8,100	10,900	34.6%	11,200	15,400	37.5%	1,000	1,300	30.0%	1,000	1,300	30.0%	1,100	1,500	36.4%
D5	所得税6万円以上9万円未満	9,400	12,600	34.0%	9,400	12,700	35.1%	13,900	19,100	37.4%	1,000	1,300	30.0%	1,000	1,300	30.0%	1,300	1,900	46.2%
D6	所得税9万円以上12万円未満	10,600	14,200	34.0%	10,600	14,300	34.9%	15,700	21,500	36.9%	1,000	1,300	30.0%	1,000	1,300	30.0%	1,500	2,100	40.0%
D7	所得税12万円以上15万円未満	11,700	15,700	34.2%	11,700	15,800	35.0%	17,200	23,600	37.2%	1,100	1,500	36.4%	1,100	1,500	36.4%	1,700	2,300	35.3%
D8	所得税15万円以上18万円未満	12,600	16,900	34.1%	12,600	17,000	34.9%	18,600	25,500	37.1%	1,200	1,800	33.3%	1,200	1,700	41.7%	1,800	2,500	38.9%
D9	所得税18万円以上21万円未満	13,400	18,000	34.3%	13,500	18,200	34.8%	20,000	27,500	37.5%	1,300	1,800	38.5%	1,300	1,800	38.5%	2,000	2,700	35.0%
D10	所得税21万円以上24万円未満	13,400	18,000	34.3%	14,400	19,500	35.4%	21,300	29,200	37.1%	1,300	1,800	38.5%	1,400	1,900	35.7%	2,100	2,900	38.1%
D11	所得税24万円以上27万円未満	13,400	18,000	34.3%	15,300	20,700	35.3%	22,600	31,000	37.2%	1,300	1,800	38.5%	1,500	2,000	33.3%	2,200	3,100	40.9%
D12	所得税27万円以上30万円未満	13,400	18,000	34.3%	16,000	21,600	35.0%	23,700	32,500	37.1%	1,300	1,800	38.5%	1,600	2,100	31.3%	2,300	3,200	39.1%
D13	所得税30万円以上33万円未満	13,400	18,000	34.3%	16,700	22,600	35.3%	24,900	34,200	37.3%	1,300	1,800	38.5%	1,600	2,200	37.5%	2,400	3,400	41.7%
D14	所得税33万円以上36万円未満	13,400	18,000	34.3%	16,700	22,600	35.3%	26,000	35,700	37.3%	1,300	1,800	38.5%	1,600	2,200	37.5%	2,600	3,500	34.6%
D15	所得税36万円以上39万円未満	13,400	18,000	34.3%	16,700	22,600	35.3%	27,100	37,200	37.3%	1,300	1,800	38.5%	1,600	2,200	37.5%	2,700	3,700	37.0%
D16	所得税39万円以上42万円未満	13,400	18,000	34.3%	16,700	22,600	35.3%	28,000	38,500	37.5%	1,300	1,800	38.5%	1,600	2,200	37.5%	2,800	3,800	35.7%
D17	所得税42万円以上45万円未満	13,400	18,000	34.3%	16,700	22,600	35.3%	29,100	40,000	37.5%	1,300	1,800	38.5%	1,600	2,200	37.5%	2,900	4,000	37.9%
D18	所得税45万円以上60万円未満	13,400	18,000	34.3%	16,700	22,600	35.3%	31,600	43,400	37.3%	1,300	1,800	38.5%	1,600	2,200	37.5%	3,100	4,300	38.7%
D19	所得税60万円以上75万円未満	13,400	18,000	34.3%	16,700	22,600	35.3%	35,600	48,900	37.4%	1,300	1,800	38.5%	1,600	2,200	37.5%	3,500	4,800	37.1%
D20	所得税75万円以上90万円未満	13,400	18,000	34.3%	16,700	22,600	35.3%	39,100	53,700	37.3%	1,300	1,800	38.5%	1,600	2,200	37.5%	3,900	5,300	35.9%
D21	所得税90万円以上	13,400	18,000	34.3%	16,700	22,600	35.3%	41,800	57,500	37.6%	1,300	1,800	38.5%	1,600	2,200	37.5%	4,100	5,700	39.0%

### 3 参考資料

- 資料1 「『保育料のあり方』について（検討結果報告）  
平成8年12月／特別区厚生部長会」（全84頁／事前配布済）
- 資料2 「『保育料のあり方』について（検討結果報告）－概要－  
平成8年12月／特別区厚生部長会」（全10頁／事前配布済）
- 資料3 「児童一人当り月額経費の年次別、財源別経費の比較」  
58年度～7年度まで2年毎、23区平均及び豊島区の  
財源別金額・伸び率・構成比（特別区児童福祉行政実態調査報告書による）
- 資料4 「豊島区保育所の運営総額、支弁額及び特定財源内訳」  
平成7年度決算ベース
- 「豊島区における保育所運営経費の負担状況」  
平成7年度及び昭和60年度。児童一人当り月額
- 資料5 「豊島区保育所階層別・年齢別措置人員」  
平成8年11月1日現在
- 資料6 「保育料改定による財政効果」
- 資料7 「保育料の収納率の推移」  
平成3年度～7年度

# 資料 3

## 児童一人当り月額経費の年次別、財源別経費の比較

(単位: 円)

年度 区分	60			62			元			3			5			7			
	構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数		
23区平均	保育料	10,780	11.91%	100	11,324	11.03%	105	11,548	9.88%	107	12,141	8.63%	113	12,692	8.13%	118	12,615	7.70%	117
	国庫負担金	9,804	10.83%	100	7,645	7.45%	78	8,478	7.26%	86	10,976	7.80%	112	11,997	7.68%	122	13,463	8.22%	137
	都負担金	2,102	2.32%	100	3,823	3.72%	182	4,239	3.63%	202	5,488	3.90%	261	5,998	3.84%	285	6,683	4.08%	318
	区負担金	67,459	74.52%	100	79,488	77.41%	118	91,568	78.37%	136	111,080	78.91%	165	124,105	79.48%	184	129,276	78.95%	192
	国・都補助金	375	0.41%	100	406	0.40%	108	1,014	0.87%	270	1,079	0.77%	288	1,358	0.87%	362	1,710	1.04%	456
	計	90,519	100.00%	100	102,686	100.00%	113	116,847	100.00%	129	140,764	100.00%	156	156,151	100.00%	173	163,748	100.00%	181
豊島区	保育料	10,008	9.38%	100	10,875	8.66%	109	11,716	7.68%	117	12,000	6.34%	120	14,293	6.37%	143	12,515	5.06%	125
	国庫負担金	12,507	11.73%	100	9,640	7.67%	77	9,114	5.98%	73	12,001	6.34%	96	13,384	5.97%	107	15,859	6.41%	127
	都負担金	2,680	2.51%	100	4,820	3.84%	180	4,557	2.99%	170	6,000	3.17%	224	6,692	2.98%	250	7,930	3.20%	296
	区負担金	80,933	75.88%	100	99,761	79.40%	123	125,427	82.26%	155	157,219	83.02%	194	187,580	83.62%	232	207,222	83.74%	256
	国・都補助金	527	0.49%	100	550	0.44%	104	1,664	1.09%	316	2,147	1.13%	407	2,368	1.06%	449	3,899	1.58%	740
	計	106,655	100.00%	100	125,646	100.00%	118	152,478	100.00%	143	189,367	100.00%	178	224,317	100.00%	210	247,455	100.00%	232

\* 特別区児童福祉行政実態調査報告書 より

## 保育所の運営総額、支弁額及び特定財源内訳

1 運営費（公立・私立決算額と同額）

単位：千円

<b>A 運営費総額</b>	7,607,678
----------------	-----------

<b>A-1 人件費総額</b> 6,639,497 (87.3%)	(12.7%)
2 運営費に占める財源別内訳	<b>A-2 事業費総額</b> 968,181

① <b>B 支弁総額</b> 2,034,453 (26.7%)	<b>C その他の運営費</b> 5,573,225 (73.3%)
-----------------------------------	------------------------------------

D 国基準徴収金		G 国庫負担金	H 都負担金	I 区負担金	J 国庫補助金	K 都補助金	L 受託収入	M 雑入	N 使用料	O 区費	
1,082,119 (14.2%)											
E 区保育料 決算額	F 保育料政策 減免額										
377,649 (5.0%)	704,470 (9.2%)	476,167 (6.3%)	238,084 (3.1%)	238,083 (3.1%)	47,191 (0.6%)	75,540 (1.0%)	289,182 (3.8%)	11,457 (0.2%)	158 (0.0%)		5,149,697 (67.7%)

※ 平成7年度決算ベースによる。

## 豊島区における保育所運営費の負担状況 (平成7年度)

児童一人当りの月額経費と負担割合

区が保育所を運営するために必要な経費 247,455円					[区が負担している経費 197,819円(79.9%)]		
保護者負担	保育料軽減分 (区が負担)	国の負担	都の負担	区負担	区が児童の保育充実のために負担している経費	*	その他 受託収入
12,515円 (5.1%)	22,766円 (9.2%)	15,859円 (6.4%)	7,930円 (3.2%)	7,930円 (3.2%)	167,123円 (67.5%)	補助 金	9,403円 (3.8%)
国 基 準					*補助金内訳(国:1,424円(0.6%)、都:2,475円(1.0%))		

(参考) 昭和60年度の児童一人当たりの月額経費と負担割合

区が保育所を運営するために必要な経費 106,655円					[区が負担している経費 79,317円(74.4%)]		
保護者負担	保育料軽減分 (区が負担)	国の負担	都の負担	区負担	区が児童の保育充実のために負担している経費	*	その他 受託収入
10,008円 (9.4%)	11,092円 (10.4%)	12,507円 (11.7%)	2,680円 (2.5%)	2,680円 (2.5%)	65,545円 (61.5%)	補助 金	1,616円 (1.5%)
国 基 準					*補助金(都:527円(0.5%))		

特別区児童福祉行政実態調査報告書による

## 階層別・年齢別措置人員

資料番号 5

階層	3才未満児		3才児		4才以上児		合 計		
	1子	2子	1子	2子	1子	2子	1子	2子	計
A	4	0	1	1	8	1	13	2	15
B	87	33	53	10	130	2	270	45	315
C 1	12	7	8	4	26	0	46	11	57
2	4	4	4	0	13	0	21	4	25
3	44	25	22	5	42	0	108	30	138
D 1	7	5	3	1	6	0	16	6	22
2	14	17	13	1	16	0	43	18	61
3	29	12	12	2	17	1	58	15	73
4	41	31	28	3	71	3	140	37	177
5	31	17	27	5	61	3	119	25	144
6	43	25	32	7	41	1	116	33	149
7	35	17	21	5	61	1	117	23	140
8	45	22	18	5	45	2	108	29	137
9	38	17	20	5	45	1	103	23	126
10	27	15	27	2	39	1	93	18	111
11	15	10	10	5	34	1	59	16	75
12	25	10	14	2	32	1	71	13	84
13	25	13	8	0	28	1	61	14	75
14	22	5	11	1	19	1	52	7	59
15	23	7	5	0	11	0	39	7	46
16	24	6	6	1	15	0	45	7	52
17	24	10	10	0	14	0	48	10	58
18	69	22	34	4	58	3	161	29	190
19	32	8	19	2	34	1	85	11	96
20	11	7	15	3	21	0	47	10	57
21	52	21	31	5	79	1	162	27	189
合計	783	366	452	79	966	25	2,201	470	2,671

(平成8年11月1日現在)

## 保育料改定による財政効果

## 1. 試算与件

- ・階層別措置者数は、平成8年11月1日現在と同じとする。
- ・収納率は、95.5%とする。

## 2. 1ヵ月当たりの財政効果

		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	合計
措置児数		1,149人	531人	991人	2,671人
一般保育料	現行	18,543,990円	5,311,300円	9,114,030円	32,969,320円
	改定案	25,459,530円	7,178,100円	12,224,150円	44,861,780円
	増減額	6,915,540円	1,866,800円	3,110,120円	11,892,460円
延長保育料	現行	211,401円	63,735円	113,925円	389,061円
	改定案	290,238円	86,137円	152,801円	529,176円
	増減額	78,837円	22,402円	38,876円	140,115円
合計	現行	18,755,391円	5,375,035円	9,227,955円	33,358,381円
	改定案	25,749,768円	7,264,237円	12,376,951円	45,390,956円
	増減額	6,994,377円	1,889,202円	3,148,996円	A 12,032,575円
				A * 0.955	B 11,500,000円

## 3. 平成9年度予算における財政効果

$$11,500,000 * 6ヵ月 = 69,000,000円$$

## 保育料の収納率の推移

単位：千円

年 度		調 定	収 入	収 納 率
7	現年度分	390,922	370,891	94.9%
	過年度分	60,562	6,758	11.2%
6	現年度分	397,413	377,521	95.0%
	過年度分	52,395	7,347	14.0%
5	現年度分	414,510	396,957	95.8%
	過年度分	47,044	7,501	15.9%
4	現年度分	426,298	408,824	95.9%
	過年度分	42,593	6,291	14.8%
3	現年度分	435,652	419,861	96.4%
	過年度分	38,444	6,338	16.5%
平 均	現年度分	—————	—————	95.6%
	過年度分	—————	—————	14.5%